

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 デジタル庁会計担当参事官 杉本 敬次 (以下「甲」という。)
と _____ (以下「乙」という。) との間
に下記条項により、一般乗用旅客自動車 (タクシー) の供給契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

(本契約の目的)

第2条 乙は、甲が一般乗用旅客自動車 (タクシー) の供給契約を締結する全ての法人
で利用可能な共通タクシー乗車券 (以下「共通タクシー乗車券」という。) を所持す
る者 (以下「利用者」という。) を乙のタクシー (以下「タクシー」という。) に乗車
させ、目的地までの運送 (以下「業務」という。) を行い、甲は、乙にその対価を支払
うものとする。

(利用方法)

第3条 利用者は、共通タクシー乗車券に所要事項を記入のうえ、乗車の都度乙の乗務
員に交付し、タクシーを利用するものとする。

2 甲及び乙は、道路運送法 (昭和26年法律第183号) に基づく運送約款により前
項の履行を行うものとする。

(契約期間)

第4条 契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(契約金額)

第5条 契約金額は、別紙料金表のとおりとする。

(契約保証金)

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付は免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、本契約によって生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継
させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による同意を得た場合は、この限
りではない。

2 乙は、成果物 (仕様書に定めるもののほか、未完成の成果物及び業務を行う上で得
られた記録等を含む。) を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に
供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による同意を得た場合は、この限
りでない。

(再委託)

第8条 乙は、本契約を第三者に再委託 (本契約の全部又は一部を第三者に委託するこ
とをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。) してはならない。ただし、
事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務を再委託する場合

であって、甲の指定する様式にて申請し、その承認を得た場合又は軽微な再委託として甲が示した基準に該当する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先に義務を負わせるとともに、再委託先に対し、再々委託先等（再々委託先及びそれ以下の委託先をいう。また、再委託先及び再々委託先等を総称して再委託先等という。以下同じ。）とのすべての委託関係において、本契約を遵守するために必要な事項について義務を負わせるものとする。
- 3 乙は、再委託先等の行為について甲に対してすべての責任を負うものとし、本契約終了後も有効に存続するものとする。

（監督）

第9条 甲は、本契約における適正な本件業務を受けるため、必要がある場合は、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

- 2 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 3 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
- 4 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（検査）

第10条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により納入された成果物を受理した日から起算して10日以内に、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。

- 2 甲は、前項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。

なお、前条の規定により納入された日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

- 3 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 4 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 5 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。なお、第三者への委託の費用は、甲の負担とする。

（代金の請求及び支払）

第11条 乙は、甲が前条に定める契約金額を確定したときは、支払請求書により検査に合格した部分に関する代金を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第12条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金

額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 甲が第 10 条第 1 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(遅延損害金)

第 13 条 乙が履行期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前条に定める履行期限の猶予の承認の有無にかかわらず、当初の履行期限から起算して、履行完了した日までの日数に応じて、契約金額に法定利率年利 3.0% を乗じて得た遅延損害金を甲に支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定による遅延損害金のほかに、第 15 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

(契約の解除等)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対してそれまでに履行された本件業務の代金及び費用を原則として支払う義務を負わない。ただし、解除の時点までにおける本件業務が甲にとって有益になると甲が判断した場合、乙との協議により、当該業務に係る代金及び費用（甲が受ける利益の割合に応じた額に限る）を支払うことができるものとする。

(1) 乙が、成果物の納入等完了期限の定めがある義務について、完了の期限までに本件業務を完了しないとき又は完了期限までに本件業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙若しくは再委託先等又はこれらの役員若しくは従業員に不正の行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

(違約金)

第 15 条 乙は、前条第 1 項の規定により、本契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、前月までの月平均代金に未経過月数を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。

2 前項の規定による違約金のほかに、第 13 条第 1 項の規定により遅延損害金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅延損害金を併せて支払うものとする。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲

がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第 16 条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により、契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為)

第 17 条 談合等の不正行為に関する契約条項については、別添 1「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第 18 条 暴力団排除に関する契約条項については、別添 2「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 乙又はその使用人は、本契約履行上知り得た事項を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、第 4 条に規定する契約期間が終了した後も有効に継続するものとする。

3 甲は乙に前項の規定を担保させるため、乙の使用者及び使用者に準ずる者に対し、必要な措置を講じさせるものとする。

4 甲及び乙は、別添 3「特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特約条項」について了解するものとする。

(関係法令上の責任)

第 20 条 乙は、業務に従事する従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法、労働安全衛生法その他同従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

(料金の改定)

第 21 条 関東運輸局旅客自動車料金の改定により第 5 条に規定する料金の改定を要すると認められるときは、甲及び乙の協議の上改定することができるものとする。

(紛争の解決)

第 22 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円滑に解決するものとする。

(補則)

本契約を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲及び乙各自その 1 通を保有する。

令和7年4月 日

甲 東京都千代田区紀尾井町1-3
支出負担行為担当官
デジタル庁会計担当参事官 杉本 敬次

乙 _____

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、前月までの月平均支払額に未経過月数を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による

課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の前月までの月平均支払額に未経過月数を乗じて得た金額の100分の10に相当する額のほか、前月までの月平均支払額に未経過月数を乗じて得た金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

暴力団排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託

者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、前月までの月平均支払額に未経過月数を乗じて得た金額の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特約条項

(善良な管理者の注意義務)

第1条 乙は、本契約に関連し、甲から委託された、又は取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。）、仮名加工情報（個人情報保護法第2条第5項に規定する「仮名加工情報」をいう。）、匿名加工情報（個人情報保護法第2条第6項に規定する「匿名加工情報」をいう。）及び特定個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」及び同条第8項に規定する「特定個人情報」をいう。）（以下「本件個人情報等」と総称する。）については、善良な管理者の注意をもって、取り扱わなければならない。

(安全管理措置)

第2条 乙は、本件個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置をとらなければならない。

2 乙は、特定個人情報等の取扱いに関する事務取扱責任者を設置するとともに、特定個人情報等を取り扱う役員又は従業員（以下「役員等」という。）及び役員等が取り扱う特定個人情報等の範囲等を明確化するものとする。

(再委託)

第3条 乙は、本件個人情報等を取り扱う業務を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の承認を得るとともに、本特約条項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務付けなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする（以下、本条において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を「再委託先等」と総称する。）。

2 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、甲が指定する様式により個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請を甲にしなければならない。甲は、承認をする場合には、条件を付すことができる。

3 乙は、委託する業務に係る本件個人情報等の秘匿性、内容、量その他情報の性質に応じて、再委託先等における管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地による検査等により確認しなければならない。

(本件個人情報等の利用及び第三者への提供)

第4条 乙は、本件個人情報等を甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の

目的) 以外の目的で利用してはならない。また、乙は、本件個人情報等を第三者へ提供又は漏えいしてはならない。

- 2 乙は、本契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から本件個人情報等を持ち出してはならない。
- 3 乙は、本件個人情報等の入力、閲覧及び出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとする。
- 4 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(本件個人情報等の複製等)

第5条 乙は、本件個人情報等を複製等する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(本件個人情報等の管理状況についての検査)

- 第6条 乙は、役員等に対する監督及び教育、契約内容の遵守状況その他これに準ずる本件個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。
- 2 甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、本件個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができるものとする。

(本件個人情報等の管理状況の報告等)

- 第7条 乙は、甲が求める場合、本件個人情報等の管理状況(本特約条項で定める事項の遵守状況を含む。)を適宜又は定期的に報告しなければならない。
- 2 本件個人情報等に関する事故等が発生した場合には、乙は、速やかに、その内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

- 第8条 甲は、乙が法令に違反する場合又は正当な理由なく本特約条項の全部若しくは一部を履行しない場合、事前の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙が法令に違反する場合又は正当な理由なく本特約条項の全部若しくは一部を履行しない場合、本契約を解除するか否かにかかわらず、乙に対し、損害賠償請求できるものとする。

(委託終了時における本件個人情報等の消去及び媒体の返却)

第9条 乙は、本契約の履行が終了した場合又は甲が請求する場合、本件個人情報等を記録した媒体を甲に返却、消去又は廃棄しなければならない。また、甲が求める場合、乙は、甲に対し、それらを実施したことを証明する書面及び資料を提出するものとする。

る。

(法令及び特約の優先)

第 10 条 本特約条項と異なる取扱いが法令により認められている場合又は本特約条項と異なる取扱いをする旨別途明示的に合意した場合は、法令又は当該合意が本特約条項に優先して適用されるものとする。

料金表(例)

1. 運賃及び料金

(1) 距離制運賃(普通車)

初乗運賃	1.096km まで	500 円
加算運賃	255m までを増す毎に	100 円

(2) 時間距離併用運賃(普通車)

時速 10km 以下の走行時間について		
1 分 35 秒まで毎に		100 円

(3) 深夜・早朝割増

22 時から翌 5 時まで	2 割増
---------------	------

(4) 迎車回送料金

1 回につき	300 円
--------	-------

(5) 運賃・料金の割引

遠距離割引	9,000 円を超える金額について	1 割引
-------	-------------------	------

(6) 消費税及び地方消費税

(1)～(5)の運賃については消費税及び地方消費税を含む

2. 有料道路通行料金及び有料駐車料金等は、_____が立替え、
運賃の請求とともに支出官に請求するものとする。

3. 共通タクシー乗車券使用の場合の事務手数料は無料とする。

4. その他、詳細は関東運輸局の認可書による。